

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年6月16日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）溝の口久本マンション計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

- ・住友不動産株式会社
取締役社長 高島 準司
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- ・株式会社大京
代表取締役 長谷川 正治
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号
- ・株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役 梅木 篤郎
東京都渋谷区渋谷三丁目9番9号

2 指定開発行為の名称

（仮称）溝の口久本マンション計画

3 指定開発行為の種類

高層建築物の新設、住宅団地の新設、大規模建築物の新設（すべて第2種行為に該当）

4 指定開発行為の目的

共同住宅の建設

5 指定開発行為の内容

（1）開発区域面積	19,410.4㎡
（2）計画人口（計画戸数）	1,955人（648戸）
（3）土地利用計画	
ア 住宅棟	3,004.9㎡
イ 駐車場棟	297.8㎡
ウ 屋外駐車場	125.0㎡
エ 緑化地	4,870.0㎡

(4) 建築計画

区 分	住宅棟	駐車場棟	ごみ置場	合 計
構 造	鉄筋コンクリート 造	鉄骨造	鉄筋コンクリート 造	—
階 数	地下1階 地上32階	—	1階	—
高 さ (m)	99.95	60.00	5.00	—
建築面積 (m ²)	3,913.5	297.8	173.8	4,385.1
延べ面積 (m ²)	81,270.2	4,500.0	173.8	85,944.0

6 施行期間

着手予定： 平成15年9月 完了予定： 平成18年9月

7 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年6月16日（月）から平成15年7月15日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場 所

川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所、多摩区役所
及び本庁（環境局環境評価室）

世田谷区：砧総合支所、玉川総合支所及び世田谷区役所（環境総合対策室環境課）

調布市：調布市役所（環境部環境保全課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

（世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで）

（調布市は午前8時30分から午後5時15分まで）

8 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申しでることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限：平成15年7月15日（火）まで

（郵送の場合は7月15日消印有効）